

財務省告示第三百九十六号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成十九年十一月一日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年十一月二十六日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

年債利 券付 （三十 庫）	年債利 券付 （二十 庫）	国債の 名称								
第一回	第三十一回	〃	第二十八回	第二十七回	第二十二回	第十五回	第五十九回	第五十七回	第五十六回	記号
百億円	百五十七億円	四億円	十億円	八億円	十二億円	八十六億円	百八十九億円	十六億円	百十八億円	総額 面金額の
一百厘十円十二銭	九百銭十六円五十	十五銭十六円三	十三銭十六円三	十三銭十四円七	十五銭十一円七	九百九十四厘	六百一十六銭	銭百九厘五十一	銭百三厘八十六	額面 たり金額 の買入 円

合	〃	〃	〃	〃	〃
計	第二十七回	第二十二回	第八回	第七回	第三回
九百四億円	六十六億円	一億円	三十九億円	十二億円	八十六億円
	銭百二厘 円六十五	銭百七厘 円九十四	厘九十 円七銭一	九九銭六厘 円七十	三百厘 円八十五銭